令 和 ６ 年 ６ 月 ２ ６ 日

島本町移動支援事業者の登録の取消について

島本町は下記の事業者について、島本町地域生活支援事業者の登録に関する要綱（以下「登録要綱」という。）の規定により、登録の取消を行いましたのでお知らせします。

記

１　対象事業者
⑴　法人名：株式会社ギフテッドホールディングス
⑵　代表者：代表取締役　波江野　太郎
⑶　所在地：大阪府三島郡島本町江川二丁目１３番１－１０８号
２　対象事業所
⑴　事業所名　：移動支援ぴくしー
⑵　事業の種類：移動支援
⑶　事業所番号：２７６３９０３１４９
⑷　所在地　　：大阪府三島郡島本町江川二丁目１３番１－１０８号
⑸　登録年月日：令和５年４月１日
３　処分決定日　　令和６年６月２６日（同日、事業者に登録取消通知を交付）
４　取消年月日　　令和６年９月１日
５　取消理由
⑴　給付費の請求に関する不正【登録要綱第５条第１号該当】
・複数の利用者について、サービス提供を行っていない日時を記載したサービス提供実績記録票（以下「記録票」という。）を作成し、架空・過大の請求を行って不正に給付費を得た。
・一部の記録票は、提供実績に基づいて都度作成せず、後で請求から逆算して辻褄合わせで作成しており、事業所職員が利用者確認欄に押印し、利用者への開示及び確認を行っていなかった。
⑵　虚偽報告【登録要綱第５条第２号該当】
・立入調査時に、町職員の質問に対し虚偽の報告を行った。
⑶　利用者負担の非徴収【登録要綱第５条第６号該当】
・架空・過大請求により増えた利用者負担額を一部利用者から徴収せず、利用者には口裏合わせを依頼していた。（島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例に違反）